

令和7年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

令和7年6月5日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 人事の紹介
- 第 3 表彰伝達並びに記念品の贈呈
- 第 4 議長報告事項
- 第 5 会議録署名議員の指名
- 第 6 会期の決定
- 第 7 旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 第 8 議案上程
- 第 9 提案理由の説明並びに政務報告
- 第10 議案の補足説明及び報告の説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 人事の紹介
- 日程第 3 表彰伝達並びに記念品の贈呈
- 日程第 4 議長報告事項
- 日程第 5 会議録署名議員の指名
- 日程第 6 会期の決定
- 日程第 7 旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第 8 議案上程
- 日程第 9 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第10 議案の補足説明及び報告の説明

出席議員（20名）

1 番 常世田 正 樹

2 番 伊 藤 春 美

3 番 菅 谷 道 晴
 5 番 伊 場 哲 也
 7 番 永 井 孝 佳
 9 番 島 田 恒
 1 1 番 遠 藤 保 明
 1 3 番 宮 内 保
 1 5 番 宮 澤 芳 雄
 1 7 番 向 後 悦 世
 1 9 番 木 内 欽 市

4 番 戸 村 ひとみ
 6 番 崎 山 華 英
 8 番 井 田 孝
 1 0 番 片 桐 文 夫
 1 2 番 林 晴 道
 1 4 番 飯 嶋 正 利
 1 6 番 伊 藤 房 代
 1 8 番 景 山 岩三郎
 2 0 番 松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長 米 本 弥一郎
 教 育 長 向 後 依 明
 行政改革推進
課 長 椎 名 実
 企画政策課長 榎 澤 茂
 税 務 課 長 多 田 仁
 環 境 課 長 大八木 利 武
 健 康 づ くり 長 黒 柳 雅 弘
 子 育 て 支 援 長 八 馬 祥 子
 課 高 齢 者 福 祉 長 椎 名 隆
 課 農 水 産 課 長 伊 藤 弘 行
 都市整備課長 飯 島 和 則
 消 防 長 常世田 昌 也
 教育総務課長 飯 島 正 寛
 スポー ツ 振 興 長 林 甲 明
 課 農 業 委 員 会 長 金 谷 健 二
 事 務 局

副 市 長 柴 栄 男
 秘書広報課長 寺 嶋 和 志
 総 務 課 長 向 後 稔
 財 政 課 長 池 田 勝 紀
 市民生活課長 齋 藤 邦 博
 保険年金課長 大 網 久 子
 社会福祉課長 向 後 利 胤
 こ ども 家 庭 長 石 橋 康 司
 課 商 工 観 光 課 長 金 杉 高 春
 建 設 課 長 齊 藤 孝 一
 会 計 管 理 者 戸 葉 正 和
 上下水道課長 向 後 哲 浩
 生涯学習課長 江波戸 政 和
 監 査 委 員 長 杉 本 芳 正
 事 務 局

事務局職員出席者

事務局 長 穴 澤 昭 和

事務局 次 長 菅 晃

開会 午前10時 0分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ここで、会議を開催する前にあらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行います。

また、クールビズ期間中なので、議場内では上着を脱ぐなどして調整していただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（飯嶋正利） ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより令和7年旭市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 人事の紹介

○議長（飯嶋正利） 日程第2、人事の紹介。

4月1日付の異動による人事の紹介をいたします。

向後稔総務課長。

榎澤茂企画政策課長。

多田仁税務課長。

大網久子保険年金課長。

黒柳雅弘健康づくり課長。

石橋康司こども家庭課長。

飯嶋正寛教育総務課長。

金杉高春商工観光課長。

大八木利武環境課長。

林甲明スポーツ振興課長。

向後哲浩上下水道課長。

金谷健二農業委員会事務局長。

戸葉正和会計管理者。

なお、その他の異動人事、昇格につきましては、令和7年度人事異動の一覧によりご了解願います。

◎日程第3 表彰伝達並びに記念品の贈呈

○議長（飯嶋正利） 日程第3、表彰伝達並びに記念品の贈呈。

これより、表彰伝達並びに記念品の贈呈を行います。

去る全国市議会議長会の定期総会におきまして、市議会議員として30年以上在職し、市政の振興に努められた功績により表彰の栄に浴されました松木源太郎議員に、表彰状の伝達と記念品の贈呈を行います。

松木源太郎議員は前へお進みください。

（議長より表彰伝達並びに記念品贈呈、拍手）

○議長（飯嶋正利） 続いて、15年以上在職し、市政の振興に努められた功績により表彰の栄に浴されました宮澤芳雄議員、戸村ひとみ議員に表彰状の伝達と記念品の贈呈を行います。

宮澤芳雄議員、戸村ひとみ議員は前へお進みください。

（議長より表彰伝達並びに記念品贈呈、拍手）

○議長（飯嶋正利） ここで副議長と交代いたしますので、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時 6分

再開 午前10時 7分

○副議長（片桐文夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続いて、15年以上在職し、市政の振興に努められた功績により表彰の栄に浴されました飯嶋正利議員に、表彰状の伝達と記念品の贈呈を行います。

飯嶋正利議員、前のほうにお進みください。

(副議長より表彰伝達並びに記念品贈呈、拍手)

○副議長（片桐文夫）　ここで議長と交代いたします。

しばらく休憩いたします。

休憩　午前10時　9分

再開　午前10時　9分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4　議長報告事項

○議長（飯嶋正利）　日程第4、議長報告事項。

議長報告一覧によりご了承いただきたいと思います。

◎日程第5　会議録署名議員の指名

○議長（飯嶋正利）　日程第5、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

17番、向後悦世議員、18番、景山岩三郎議員、以上の2名を指名いたします。

◎日程第6　会期の決定

○議長（飯嶋正利）　日程第6、会期の決定。

これより会期についておはかりいたします。本定例会の会期は、本日から6月25日までの21日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯嶋正利) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月25日までの21日間と決しました。

なお、日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

◎日程第7 旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長(飯嶋正利) 日程第7、旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙。

旭市選挙管理委員会委員及び補充員については、本年8月17日に任期満了になりますことから、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、委員及び補充員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯嶋正利) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することとしたいと思いますので、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯嶋正利) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

旭市選挙管理委員会委員に、鈴木一男氏、浪川敏夫氏、石田宏氏、宮貞武氏、以上の4名を指名いたします。

おはかりいたします。指名しました方を旭市選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯嶋正利) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました鈴木一男氏、浪川敏夫氏、石田宏氏、宮員武芳氏の4名の方が旭市選挙管理委員会委員に当選されました。

続いて、旭市選挙管理委員会委員の補充員に、神原房雄氏、北村豪輔氏、堀江通洋氏、浪川高広氏、以上の4名を指名いたします。

おはかりいたします。指名した方を旭市選挙管理委員会委員の補充員の当選人と定めるとし、当選順位は、ただいま指名した順にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯嶋正利) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました神原房雄氏、北村豪輔氏、堀江通洋氏、浪川高広氏、以上の方が旭市選挙管理委員会委員の補充員に当選されました。

また、当選順位は、ただいま指名した順と決しました。

○議長(飯嶋正利) 市長より送付されております議案は、議案第1号から議案第11号までの11議案と報告第1号から報告第7号までの報告7件であります。配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯嶋正利) 配付漏れないものと認めます。

議案等の説明のため市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第8 議案上程

○議長(飯嶋正利) 日程第8、議案上程。

議案第1号から議案第11号までの11議案と、報告第1号から報告第7号までの報告7件を一括上程いたします。

議案第 1号 令和7年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 2号 旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 3 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例及び旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 財産の取得について（救助工作車Ⅱ型 1 台）
- 議案第 6 号 財産の取得について（消防救急デジタル無線装置 一式）
- 議案第 7 号 財産の取得について（旭市消防団車両（小型動力ポンプ付積載車） 2 台）
- 議案第 8 号 旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 9 号 専決処分の承認について（旭市税条例の一部を改正する条例）
- 議案第 10 号 専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 議案第 11 号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 1 号 令和 6 年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 2 号 令和 6 年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 報告第 3 号 令和 6 年度旭市水道事業会計継続費繰越計算書について
- 報告第 4 号 令和 6 年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第 5 号 令和 6 年度旭市公共下水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第 6 号 令和 6 年度旭市農業集落排水事業会計予算繰越計算書について
- 報告第 7 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

◎日程第 9 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（飯嶋正利） 日程第 9、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

米本市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 本日、ここに令和 7 年旭市議会第 2 回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

本年も、はや 5 か月が過ぎ、草木の緑がいよいよ深みを増してまいりました。月日のたつ

のは早いもので、私の旭市長としての任期も残すところ1か月余りとなりました。

私は、令和3年7月に市長という大役を拝命して以来、本市の最上位の指針である旭市総合戦略を柱に、まちづくりに取り組んでまいりました。

令和7年度からスタートした第3期総合戦略では、将来都市像である「みんなで創る未来 ず〜っと大好きなまち 旭 健康で心豊かな暮らし “ウェルビーイング” の向上」の実現を目指し、四つの基本目標を掲げ、具体的な施策を展開しているところでございます。

これまでの取り組みを振り返りますと、人口減少や少子高齢化、また近年の物価高などの全国的な問題。そして旭市が抱える課題を克服するため、様々な世代の方からご意見を伺い、限られた財源を有効に活用しながら、チーム旭によるまちづくりを進めてまいりました。

また、私が選挙時に掲げた「豊かな旭を次世代へつなぐために」に関する六つのまちづくり方針に基づき、既存事業につきましても、私の方針と合致しているかどうか確認をしながら取り組んできたところでございます。

旭市は、本年7月に新市誕生から20周年を迎えます。

豊かな旭を次世代へつないでいくために、次の10年、20年の将来を見据えながら、市民の皆様と共に今後もしっかりとまちづくりを進めてまいります。

続いて、提案理由及び市政の近況を申し上げます前に、3月31日に市内の養豚場において発生した豚熱に係る防疫措置状況について申し上げます。

豚熱の防疫措置に当たっては、多くの皆様にご心配をおかけいたしました。千葉県、市、関係機関が連携した迅速な対応により、全ての防疫措置を4月14日に完了することができました。今後も各農場における衛生管理の徹底を図り、発生の抑止に努めるとともに、養豚農家の防疫対策や経営安定への支援を進めてまいります。

それでは、本議会に提案しました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ2億9,200万円を追加し、予算の総額を344億9,200万円とするものであります。

議案第2号は、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、公職選挙法施行令の一部改正に準じて所要の改正を行うものであります。

議案第3号は、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に準じて所要の改正を行うものであります。

議案第4号は、旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例及び旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、建設業法施行令の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第5号から議案第7号までの3議案は、いずれも財産の取得についてでありまして、議案第5号は、救助工作車Ⅱ型を購入することについて、議案第6号は、消防救急デジタル無線装置を購入することについて、議案第7号は、旭市消防団車両（小型動力ポンプ付積載車）を購入することについて、それぞれ仮契約を締結いたしましたので、これらの契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第8号は、旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてでありまして、現評価員の辞職に伴い、後任の評価員を選任するに当たり議会の同意を求めるものであります。私は多田仁氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第9号から議案第11号までの3議案は、専決処分の承認についてでありまして、議案第9号は、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号は、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

報告第1号は、令和6年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号は、令和6年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第3号は、令和6年度旭市水道事業会計継続費繰越計算書について、報告第4号は、令和6年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について、報告第5号は、令和6年度旭市公共下水道事業会計予算繰越計算書について、報告第6号は、令和6年度旭市農業集落排水事業会計予算繰越計算書について、報告第7号は、議会からの委任による専決処分の報告について、それぞれ報告するものであります。

次に、令和6年度の一般会計並びに各特別会計の執行について概要を申し上げます。

令和6年度の一般会計並びに各特別会計は、現在事務当局において決算作業を進めているところであります。

日本経済はコロナ禍による落ち込みから回復し、33年ぶりの高水準の賃上げなどデフレからの脱却を実現しつつあります。

しかし、その一方で、原材料費や食料品等の値上げのサイクルが依然として続いており、市民生活への影響が懸念されます。

財政運営に当たっては、そのような状況下においても、税収等の一般財源をより確実に確保しつつ、交付金や起債等を活用するとともに歳出の抑制を図り、経費の節減、合理化に努めてまいりました。

その結果、令和6年度の一般会計は、概算で歳入総額346億800万円、歳出総額331億8,200万円。翌年度に繰越しとなる財源を差し引いた実質収支額は、12億7,200万円の黒字を見込んでおります。

また、各特別会計についても、おおむね順調な決算となる見込みであります。

次に、国の地方創生臨時交付金を活用した支援策について申し上げます。

住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を給付する住民税非課税世帯物価高騰対策給付金については、5月末日現在で5,522件、1億6,566万円を給付いたしました。

また、18歳以下の児童を扶養している場合、1人につき2万円を加算して給付することも加算分については、551名分の1,102万円を給付いたしました。

定額減税不足額給付については、昨年度、令和5年分所得等の推計額に基づき実施した定額減税調整給付金について、令和6年分の所得税額や定額減税額が確定したことにより、給付額に不足が生じた方などを対象として、その不足分を追加で給付いたします。

さらに、昨年度に引き続き本市独自の物価高騰対策として実施する物価高騰対策家計応援商品券配付事業については、1世帯当たり1万円の商品券を6月中旬から対象世帯へ郵送を開始いたします。使用期間は7月1日から12月31日までの6か月間となります。

次に、この機会に、市政の近況についてご報告いたします。

初めに、私のまちづくり方針の一つであります、対話による開かれた市政について申し上げます。

幅広い世代の意見を取り入れ、豊かな旭を次世代へつなぐための取り組みとして、市民と市長との対話集会を5月11日に開催いたしました。

本年度は、旭市20周年にちなんで「20年後の旭市を語ろう “みんなで創る未来 ず〜っと大好きなまち旭” の実現に向けて」と題し、住みたいまち、住み続けたいまちであるための取り組みなどを、旭市と同一年となる二十歳のつどい実行委員会の皆さんと話し合いました。

次に、農水産業の振興について申し上げます。

農林水産省が公表した本市の令和5年市町村別農業産出額は約559億円で、前年比約58億円の増となりました。令和4年から順位を三つ上げ、全国第5位となり、引き続き全国トップクラスの農業産出額を誇っているところであります。

海業推進事業については、飯岡漁港で推進する海業の取り組みが、水産庁の公表する「海業の推進に取り組む地区」として4月4日に決定されました。引き続き、飯岡漁港の有効活用や地域活性化の方向性などを検討し、周辺地域のにぎわいの創出や漁業の振興・発展を目指してまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

旭市20周年記念事業の皮切りとして開催した袋公園桜まつりは、4月1日から13日までの期間で開催し、西ため池周辺にちょうちんをともし、夜10時まで桜のライトアップを行うとともに、約80匹のこいのぼりの掲揚を5月6日まで行いました。

4月5日のイベントは天候にも恵まれ、満開の桜の下、キッチンカーを含むわくわく市場のほか、本市の観光大使であります椎名佐千子さんの歌謡ショーや桂竹千代さんの寄席をはじめ様々な催しが行われ、大勢の方でにぎわいました。

続いて、夏期観光について申し上げます。

7月19日には、矢指ヶ浦海水浴場においてサマーフェスタ in 矢指ヶ浦が開催される予定であります。

海水浴場については、矢指ヶ浦海水浴場を7月19日から8月24日まで、市営海浜プールについては7月19日から8月31日までの開設を予定しております。

また、旭市七夕市民まつりは8月6日、7日に開催を予定しています。

さらに、旭市20周年記念事業として、大相撲旭場所が8月30日に旭市総合体育館で開催されます。横綱、大関をはじめ幕内力士ら総勢200名が参加する予定です。多くの市民の皆様楽しんでいただくとともに市全体で20周年の機運を高め、地域経済の活性化につながることを期待しているところです。

次に、雇用の確保について申し上げます。

雇用対策協議会が主催した、地元企業と来春卒業予定の高校生等とのマッチングを目的とした合同企業説明会は、4月25日に市内企業26社の出展により開催され、287名の参加がありました。地元魅力的な職場があることを知っていただく貴重な機会となりました。

また、女性のデジタル分野での就業支援を目的とした、地域女性デジタル人材育成推進事業及び事務の効率化などに有効なデジタル技術を導入するための専門人材による伴走支援を行う事業者デジタル化支援事業については、公募型プロポーザルによる業務委託業者の選定が完了し、今後は参加者を募集し、それぞれの事業の目的に沿った支援を実施してまいります。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

2025年アジアユース卓球選手権大会・世界ユース卓球選手権大会、U-15・U-18女子日本代表選手選考会 in 旭市が4月25日から27日までの3日間、総合体育館を会場に行われました。アジア大会・世界大会への切符をかけた日本トップレベルの白熱した試合が繰り広げられ、観戦に訪れた多くの観客に夢と感動を与えてくれました。日本代表となられた選手が世界を舞台に活躍されることを期待しております。

千葉県東部五市スポーツ大会は、5月18日に匝瑳市を主会場に開催され、5市のスポーツ交流による相互の親睦に大きく貢献する大会となりました。

次に、子育て支援の充実について申し上げます。

ファミリー・サポート・センター事業については、利用会員と提供会員による活動が開始されました。引き続き、多くの子育て家庭に利用していただけるよう広く周知してまいります。

保育所統合整備事業については、日の出保育所ととみうら保育所の令和8年4月の統合に向けて、統合先となる日の出保育所の改修工事の準備を進めております。

次に、教育について申し上げます。

今後5年間の教育行政の柱となる第3期旭市の教育に関する大綱を策定し、4月1日に公表いたしました。大綱では「郷土・夢・未来」を基本理念とし、郷土を愛し、夢に向かって歩み続け、未来を拓く人づくりを目指し、五つの基本目標の下、各種事業を展開してまいります。

次に、学校教育の充実について申し上げます。

児童・生徒の健康を育み、学校生活を豊かにする学校給食費については、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るため、4月から学校給食費の完全無償化を実施しております。

また、7月1日には旭市20周年記念給食として、旭市産の食材をふんだんに使用した特別メニューを提供する予定であり、今後も栄養バランスの取れた豊かな給食の提供に努めてまいります。

干潟地域の小学校再編については、令和9年4月のひかた椿小学校開校に向けて、古城小学校の校舎及び屋内運動場の各種改修工事について、現在、発注の手続きを進めているところでもあります。

なお、校歌や校章デザイン、スクールバスのルートなどについては、準備委員会にて継続して協議を行っております。

また、海上地域の小学校再編については、旭市学校再編基本方針に基づき、代表者会議を計5回開催した結果、鶴巻小学校、滝郷小学校及び嚶鳴小学校の統合に「賛成」となりました。

今後も市民協働で学校再編を推進しながら、よりよい教育環境の向上に取り組んでまいります。

次に、生涯活躍のまち推進について申し上げます。

旭市多世代交流施設おひさまテラスの令和6年度の来場者数は約16万人で、リピーターの利用が定着してきたところです。

今後も様々なイベントを開催し、子どもから高齢者まで多くの世代の方が集い、生涯を通して活躍していただけるような拠点づくりに取り組んでまいります。

次に、移住・定住の促進について申し上げます。

転入者に対して支給する定住促進奨励金については、令和6年度は申請45件で3,073万円を支給し、実転入者は96人でありました。

また、若者世帯の定住を目的として支給している若者世帯住宅取得奨励金については、申請17件で740万円を支給いたしました。

今後もホームページなどを活用して本事業をより広くPRし、市内への移住・定住の促進に努めてまいります。

次に、交流の促進について申し上げます。

令和6年度のふるさと応援寄附納付額は1億9,596万1,584円でありました。今年度は5億円を目標とし、新たな返礼品事業者の開拓や商品開発を行うとともに、本市の魅力が伝わるようなウェブサイトづくりに努めるなど、より一層ふるさと旭をPRしてまいります。

シティプロモーション推進事業は、あさひロケーションサービス協議会と民間ボランティア団体「旭おっぺし隊」と共に積極的にロケ誘致や支援を行っており、令和6年度は45件の映画やドラマ等の撮影が行われ、順調に実績を伸ばしております。今後も本市の魅力をアピールし、観光客の誘致やシビックプライドの醸成に努めてまいります。

幽学の里で米づくり交流事業は5月3日と6日の2日間、大原幽学先生ゆかりの水田で開催いたしました。当日は県内外から300名の参加があり、慣れない水田の泥の感触に戸惑いながらも、笑顔でカエルを追いかけていたりしながら田植体験を楽しんでいただき、都市住民との交流を図ることができました。

日本一身近な海づくり推進事業「ぼるぼろ」は、本年度も年3回の開催を予定しており、

第1回目を6月15日に開催いたします。イベント参加者によるビーチクリーンを実施した後、ボッチャやトランポリンなどのニュースポーツの体験会を開催し、楽しみながら海の大切さと地域の魅力を再発見していただくことを期待しております。

次に、公共交通網の整備について申し上げます。

コミュニティバスについては、旭市20周年記念として、8月の1か月間、運賃を無料にします。夏休み中の子どもたちや、これまでコミュニティバスを利用したことがない方などの利用を促進することで、公共交通に対する理解を深めるとともに市外にも広くPRし、観光客のバス利用を促し、観光振興を図ってまいります。

次に、消防・防災力の強化について申し上げます。

令和5年度から建設を進めていた東部分署は、令和7年3月9日に竣工式を行い、令和7年4月1日から業務を開始いたしました。

非常用発電設備や太陽光発電設備を備え、災害など非常事態においても消防活動を継続することが可能となり、海上・飯岡地域の新たな防災拠点として、地域の安全で安心な暮らしを支え、火災時の消火活動や救急活動に迅速に対応してまいります。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

深刻化する気候変動は世界共通の喫緊の課題の一つとなっており、温室効果ガスの排出削減が重要であると言われております。

本市においては、これまで家庭における地球温暖化防止対策促進として住宅用省エネルギー設備設置助成事業や公共施設のLED化、公用車への電気自動車の導入などに取り組んでまいりました。

そのような状況の中、県を通じて国から洋上風力発電促進区域候補地の情報提供の依頼があり、海匠漁業協同組合などの意向を踏まえ、本市沖の海域が候補地として適している旨の情報提供を5月12日に行いました。

今後も、これまで以上に脱炭素社会の実現に向けて、皆様と共にオール旭で取り組んでいく決意を表明するため「ゼロカーボンシティあさひ」を6月2日に宣言いたしました。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また、ご質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯嶋正利） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第 10 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（飯嶋正利） 日程第10、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、議案の補足説明を求めます。

議案第 1 号、議案第 5 号から議案第 7 号までについて、財政課長、登壇してください。

（財政課長 池田勝紀 登壇）

○財政課長（池田勝紀） 議案第 1 号、令和 7 年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算にそれぞれ 2 億 9,200 万円を追加し、予算の総額を 344 億 9,200 万円とするものです。

第 2 条の繰越明許費につきましては、この後説明いたします。

4 ページをお願いします。

第 2 表、繰越明許費です。4 款 1 項保健衛生費の環境衛生対策推進事業 1,413 万 8,000 円は、当初予算で計上しました塵芥車、一般的にはパッカー車とかごみ収集車と呼ばれているものです。その更新につきまして、年度内の納車が困難となったことから繰越明許費を設定するものです。

9 ページをお願いします。

歳入について説明いたします。事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

14 款 2 項 1 目総務費国庫補助金 2 億 5,293 万 1,000 円の増は、説明欄 1、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金によるものです。こちらは、今回補正を予定しております定額減税不足額給付金給付事業に対する交付金となります。

2 目民生費国庫補助金 81 万 4,000 円の増は、説明欄の 1、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金によるものです。こちらは、今回の補正で増額を予定しております生活保護総務事務費に対する国の補助金となります。

15 款 2 項 1 目総務費県補助金 160 万円の増は、説明欄 1、防犯力強化緊急支援事業費補助金によるものです。こちらは、今回の補正で増額を予定しております防犯対策事務費に対す

る県の補助金になります。

3 項 1 目総務費委託金20万4,000円の増は、説明欄 1、参議院議員選挙費委託金によるものです。こちらは、今回の補正で増額を予定しております参議院議員選挙費に対する県の委託金となります。

10ページをお願いいたします。

16款 2 項 1 目不動産売払収入2,944万円の増は、説明欄 1、土地売払収入によるもので、旧仁玉スポーツ広場の土地の売払い収入を計上するものです。

18款 2 項 1 目財政調整基金繰入金701万1,000円の増は、今回の補正財源として財政調整基金からの繰入金を計上するものです。

以上で歳入の説明を終わりにして、続いて歳出について説明いたします。

11ページをお願いします。

2 款 1 項 1 目一般管理費2,944万円の増は、説明欄 1、公共施設等整備基金積立金によるもので、旧仁玉スポーツ広場の土地の売払い収入を公共施設等整備基金に積み立てるものです。

6 目財産管理費161万9,000円の増は、説明欄 1、普通財産管理費によるもので、旧仁玉スポーツ広場の土地を売却するに当たり、インターネット公売を実施するための費用を補正するものです。

11目諸費 2 億5,845万3,000円の増は、説明欄 1、防犯対策事務費552万2,000円と、説明欄 2、定額減税不足額給付金給付事業 2 億5,293万1,000円によるものです。

防犯対策事務費は、県が令和 6 年度補正予算で、市町村防犯カメラ等設置事業補助の予算を増額したことを受け、県の補助を活用して、防犯カメラを増設するための費用を補正するものです。定額減税不足額給付金給付事業は、令和 6 年度に実施しました定額減税調整給付金給付事業における給付額が、令和 6 年分の所得税額や定額減税額が確定したことにより本来給付すべき額を下回った方に対し、その不足額を給付する費用を補正するものです。

12ページをお願いします。中段になります。

4 項 2 目参議院議員選挙費20万4,000円の増は、説明欄 1、参議院議員選挙費によるもので、本議会に提案する旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正において、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に準じて、投票管理者等の報酬額が引き上げられることから、それに合わせ補正を行うものです。

3 目市長選挙費26万2,000円の増は、説明欄 1、市長選挙費16万7,000円と、説明欄 2、市

長選挙公営費 9 万 5,000 円によるものです。

市長選挙費は、先ほどの参議院議員選挙費と同じく報酬額の引き上げに合わせた補正でありまして、市長選挙公営費は、本議会に提案する旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正において、公職選挙法施行令の改正に準じて、選挙運動用のビラ及びポスターに係る公費負担限度額に係る単価が引き上げられることから、それに合わせ補正を行うものです。

4 目市議会議員選挙費 39 万 4,000 円の増は、説明欄 1、市議会議員選挙費 16 万 7,000 円と、次のページをお願いします。説明欄 2、市議会議員選挙公営費 22 万 7,000 円によるもので、先ほどの 3 目市長選挙費と同じく、市議会議員選挙費は報酬額の引き上げ、市議会議員選挙公営費は、選挙運動用のビラ及びポスターに係る公費負担限度額の単価の引き上げに合わせ補正を行うものです。

3 款 4 項 1 目生活保護総務費 162 万 8,000 円の増は、説明欄 1、生活保護総務事務費によるもので、生活保護法の改正による生活扶助基準の特例加算の改定や、令和 8 年度からの被保護者調査の調査項目変更に伴うシステム改修の費用を補正するものです。

歳出の説明は以上です。

以上で、議案第 1 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 5 号をお願いします。

議案第 5 号、財産の取得について補足説明を申し上げます。

次の 2 ページをお願いします。

取得する財産は救助工作車Ⅱ型 1 台です。本車両は、旭消防署で使用している同種車両の老朽化に伴い更新するものです。取得金額は 1 億 9,376 万 2,410 円。取得の相手方は東京都港区港南 1 丁目 2 番 70 号、帝商株式会社代表取締役、中野誠。納入期限は令和 8 年 3 月 31 日です。

参考までに入札の経過を申し上げます。次のページに参考資料がありますのでご覧ください。

事後審査方式制限付一般競争入札により、令和 7 年 4 月 7 日に公告し、4 月 16 日まで入札参加の受付を行ったところ、参考資料に掲載してあります 4 者から申込みがありました。4 月 21 日の入札書提出期限までに 2 業者から入札書が提出され、4 月 22 日に開札した結果、最低額で入札した帝商株式会社が予定価格に達し、審査したところ入札参加資格要件を満たしておりましたので、4 月 30 日に仮契約を締結いたしました。

なお、予定価格は1億9,602万円、落札率は98.85%でした。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

次に、議案第6号をお願いします。

議案第6号、財産の取得について補足説明を申し上げます。

次のページをお願いします。

取得する財産は、消防救急デジタル無線装置一式です。本装置は各署で使用している同種装置の老朽化に伴い更新及び機能強化するものです。取得金額は9,861万5,000円。取得の相手方は千葉市中央区都町6丁目21番5号、スイス通信システム株式会社代表取締役、平野恒次。納入期限は令和8年3月31日です。

次に、入札の経過について申し上げます。参考資料をご覧ください。

事後審査方式制限付一般競争入札により、令和7年4月7日に公告し、4月16日まで入札参加の受付を行ったところ、参考資料に掲載してあります1者からの申込みがありました。4月21日の入札書提出期限までに入札書が提出され、4月22日に開札した結果、スイス通信システム株式会社が予定価格に達し、審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、4月28日に仮契約を締結いたしました。

なお、予定価格は1億396万1,000円、落札率は94.8%でした。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。

続いて、議案第7号をお願いします。

議案第7号、財産の取得について補足説明を申し上げます。

次のページをお願いします。

取得する財産は旭市消防団車両（小型動力ポンプ付積載車）2台です。本車両は、消防団第5中隊、これは干潟地域になりますが、で使用している同種車両の老朽化に伴い2台を更新するものです。

取得金額は2,206万340円。取得の相手方は、千葉縣市原市青柳北2丁目1番地22、株式会社吉田商会代表取締役、氏家英人。納入期限は令和8年3月18日です。

次に、入札の経過について申し上げます。参考資料をお願いします。

事後審査方式制限付一般競争入札により、令和7年4月7日に公告し、4月16日まで入札参加の受付を行ったところ、参考資料に掲載してあります3者から申込みがありました。4月21日の入札書提出期限までに3業者から入札書が提出され、4月22日に開札した結果、予定価格に達しなかったため、2回目の入札を行いました。

2 回目の入札では 1 業者から入札書が提出され、4 月 23 日に開札した結果、再度予定価格に達しなかったため、同日に、株式会社吉田商会から不落随契による見積り徴取を行いました。見積り徴取の結果、予定価格に達し、審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、5 月 2 日に仮契約を締結いたしました。

なお、予定価格は 2,272 万 6,000 円、落札率は 97.07% でした。

以上で、議案第 7 号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 議案の補足説明は途中ですが、11 時 5 分まで休憩いたします。

休憩 午前 10 時 55 分

再開 午前 11 時 5 分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 8 号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 向後 稔 登壇）

○総務課長（向後 稔） 議案第 2 号、議案第 3 号及び議案第 8 号の 3 議案について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第 2 号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例は、公職選挙法施行令の一部改正により、国会議員の選挙における選挙運動の公費負担の限度額が改められたことから、条例中で規定する公費負担の限度額を改正するものです。

それでは、新旧対照表の 2 ページをご覧ください。

第 6 条及び第 8 条の改正は、選挙運動用ビラ 1 枚当たりの単価を「7 円 73 銭」から「8 円 38 銭」に改めるものです。

第 9 条の改正は、選挙運動用ポスター 1 枚当たりの作成単価を「541 円 31 銭」から「586 円 88 銭」に改めるものです。

なお、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で、議案第 2 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第3号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、最近の物価の変動等を踏まえ、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定する選挙長等の報酬額が引き上げられたことから、本市における選挙長等の報酬額について、同法の規定に準じた改正を行うものです。

それでは、新旧対照表の3ページをお願いいたします。

別表第1中、選挙長の報酬額を「10,800円」から「12,200円」に、投票所の投票管理者の報酬額を「12,800円」から「14,500円」に、期日前投票所の投票管理者の報酬額を「11,300円」から「12,800円」に、開票管理者の報酬額を「10,800円」から「12,200円」に、選挙立会人の報酬額を「8,900円」から「10,100円」に、投票所の投票立会人の報酬額を「10,900円」から「12,400円」に、期日前投票所の投票立会人の報酬額を「9,600円」から「10,900円」に、開票立会人の報酬額を「8,900円」から「10,100円」にそれぞれ改めるものです。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第8号、旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて補足説明を申し上げます。

本議案は、現職の辞職の申出に伴い後任を選任するに当たり、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

固定資産評価員に選任したい方は、匝瑳市八日市場口にお住まいの多田仁氏。昭和43年生まれの方です。

議案の最終ページの参考資料をご覧ください。

多田氏は、本年4月1日から税務課長の職にあり、市内の固定資産評価業務を統括する責任ある立場でございます。また、以前にも税務課副課長として固定資産評価業務経験を有することから、固定資産評価員として適任の方です。

なお、多田氏は、地方税法に規定する兼職及び請負の禁止並びに欠格事項についてはいずれも該当しないことを申し添えます。

以上で、議案第8号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第4号について、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長 向後哲浩 登壇）

○上下水道課長（向後哲浩） 議案第4号、旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格

を定める条例及び旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

これらの条例は「市が設置する専用水道の水道技術管理者」及び「上水道の布設工事監督者及び水道技術管理者」に必要な資格について定めるもので、今般、関係法令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例、新旧対照表の4ページをご覧ください。

第3条において水道技術管理者の資格について規定しておりますが、同条第1項第10号において引用する建設業法施行令の改正により、条番号が「第34条」から「第37条」へ繰り下がったことから、条文の整理を行うものです。

旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例、新旧対照表の5ページをご覧ください。

第4条において、布設工事監督者の資格について、第5条において水道技術管理者の資格について規定しておりますが、第4条第11号及び第5条第8号において引用する建設業法施行令の改正により、条番号が「第34条」から「第37条」へ繰り下がったことから、条文の整理を行うものです。

これらの条例の内容に変更はありません。

なお、本条例の施行については、公布の日からとなります。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 上下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第9号から議案第11号までについて、税務課長、登壇してください。

（税務課長 多田 仁 登壇）

○税務課長（多田 仁） 議案第9号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、旭市税条例を改正する必要が生じたことから、3月31日付で専決処分により制定した、旭市税条例の一部を改正する条例について議会の承認を求めるものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

第18条は、公示送達について定めるもので、インターネットを用いる方法の定義を示した

省令の改正に伴い改正するものです。

第18条の3は、納税証明事項について定めるもので、第18条の改正に伴い規定を整備するものです。

第34条の2は、所得控除について定めるもので、所得控除として控除すべき金額に新たに「特定親族特別控除額」を追加するものです。

第36条の2は、市民税の申告について定めるもので、第1項は特定親族特別控除の創設に伴い、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定を整備するもので、第9項は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い条項を整理するものです。

第36条の3の2は、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について定めるもので、申告書の記載事項について「特定親族」を追加するものです。

7ページをお願いいたします。

第36条の3の3は、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書について定めるもので、特定親族特別控除の創設に伴い、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等を整備するものです。

第63条の2は、マンション等の区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税の割合の補正方法の申出について定めるもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い条項を整理するものです。

第82条は、軽自動車税の種別割の税率について定めるもので、標準税率の区分の見直しに伴い新たな税率区分を追加するものです。

8ページをお願いいたします。

第89条は、軽自動車税の種別割の減免について定めるもので、第2項第2号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条項を整理するもので、同項第5号は、標準税率の区分の見直しに伴い減免申請書の記載事項に係る規定を整備するものです。

第90条は、軽自動車税の身体障害者等に対する種別割の減免について定めるもので、マイナ免許証の運用開始に伴い、減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等を整備するものです。

第139条の3は、特別土地保有税の減免について定めるもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い条項を整理するものです。

9 ページをお願いいたします。

第149条は、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告について定めるもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い条項を整理するものです。

附則第10条の2は、いわゆるわがまち特例として、固定資産税等の課税標準の特例割合を定めるもので、法改正に伴い条項を整理するものです。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定めるもので、第14項は特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できる規定を新設するもので、第15項、第16項については、法改正に伴い条項を整理するものです。

附則第16条の2の2は、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例を定めるもので、課税標準の換算方法について新たに規定するものです。

議案第9号については、以上でございます。

次に、議案第10号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

旭市都市計画税条例の一部を改正する条例についてですが、こちらも専決処分により制定いたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

新旧対照表の11ページをお願いいたします。

改正内容につきましては、いずれも法改正に伴い条項を整理するものです。

議案第10号については、以上でございます。

次に、議案第11号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、こちらも専決処分により制定いたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

改正内容は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象世帯を拡大するものです。

新旧対照表の12ページをお願いいたします。

第23条は、国民健康保険税の減額について定めるもので、第1項第2号は、5割軽減世帯の所得基準額として加算する1人当たりの額を「29万5,000円」から「30万5,000円」に引き上げるもので、同項第3号は、2割軽減世帯の所得基準額として加算する1人当たりの額を「54万5,000円」から「56万円」に引き上げるものです。

以上で、議案第9号から議案第11号までの3議案についての補足説明を終わります。

（「議長」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 寒いです。さっき局長に言ったんですけれども、市長もゼロカーボンあさひって先ほどおっしゃいました。議長も開会ですぐ口述されたじゃないですか。クールビズで上着を脱いでくださいということで。私、寒いです。皆さん、上着を脱いでください。上着を着たままクーラーをつけるというのはナンセンスです。

○議長（飯嶋正利） 適宜と申し上げました。

○4番（戸村ひとみ） だって、おかしいでしょ、どう考えても。上着を着たままクーラーをつけるって、おかしくないですか。自分のご家庭ではやられないと思いますけれども。

○議長（飯嶋正利） 皆さんの、議員の各位のあれにお任せしますので。

○4番（戸村ひとみ） 寒いです。6月、クールビズを……。

○議長（飯嶋正利） 調整はいたします。

続行します。

税務課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号、報告第2号について、財政課長、ご登壇してください。

（財政課長 池田勝紀 登壇）

○財政課長（池田勝紀） それでは、報告第1号及び報告第2号について、続けて説明させていただきます。

初めに、報告第1号をお願いします。

令和6年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書についてです。

次のページをお願いします。

繰越計算書をご覧ください。

この計算書は、令和6年度一般会計補正予算におきまして繰越明許費を設定した事業を翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

繰り越した事業は全部で16事業です。

2款1項総務管理費の物価高騰対策家計応援商品券配付事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業です。事業実施は令和7年度ですが、国の交付金の事業採択が令和7年1月であったことから、令和6年度に予算措置を行い、繰り越したものです。

表の左右中ほど、翌年度繰越額の欄になります。繰越額は2億4,386万4,000円、事業の完了は令和8年3月を予定しております。

次の事業、3項戸籍住民基本台帳費の戸籍事務費は、戸籍の振り仮名が制度化されることに伴う通知やシステム改修等に係る費用です。事業実施は令和7年度であります。国の補助金が令和6年度で措置されたことから、令和6年度に予算措置を行い、繰り越したものです。繰越額は1,009万円、事業の完了は令和8年3月を予定しております。

次の事業、3款1項社会福祉費の住民税非課税世帯物価高騰対策給付金給付事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業です。国の支援決定から事業開始が2月であったことにより、申請受付から給付までの事務手続について年度内の完了が見込めないことから、1,643万5,000円を繰越したものです。事業の完了は令和7年6月を予定しております。

次の事業、6款1項農業費の農業水利施設改修事業は、玉浦川の排水路改修工事後の家屋事後調査について、調査期間が不足することや新発田川地区負担金について電柱移設に係る関係機関との協議に不測の日数を要したため、事業主体の干潟土地改良区が繰り越したことから繰越したものです。繰越額は658万1,000円、事業の完了は令和8年3月を予定しております。

次の事業、8款2項道路橋梁費の急傾斜地崩壊対策事業1,400万円は、見広地区の緊急急傾斜地崩壊対策工事の負担金について、天候不良や地区要望対応などに伴い、事業主体の千葉県が繰り越したことから繰越したものです。繰越額は471万9,000円、事業の完了は令和8年3月を予定しております。

次の事業、道路新設改良事業は、三川地区の道路改良工事において、上水道の工事と同調施工するに当たり、工程を変更したことや、西足洗地区の排水整備工事において、工事隣接地の家屋事前調査に当たり、日程調整等に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、5,885万3,000円を繰越したものです。事業の完了は令和7年10月を予定しております。

次の事業、冠水対策排水整備事業は、ハ地区の排水路整備工事において隣接商業施設の車両出入りや歩行者の安全を考慮し施工区間を細分化したことにより、施工日数が増加したため年度内の完了が見込めないことから、1億1,712万5,000円を繰越したものです。事業の完了は令和7年12月を予定しております。

次の事業、蛇園南地区排水路整備事業は、排水路整備工事において隣接地権者との調整に

不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、9,041万2,000円を繰越ししたもので、事業の完了は令和7年12月を予定しております。

次の事業、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、電柱移設に係る関係機関との協議に不測の日数を要したことにより、排水路整備工事や道路改良工事などの年度内の完了が見込めないことから、2億188万2,000円を繰越ししたものです。事業の完了は令和7年10月を予定しております。

次の事業、南堀之内バイパス整備事業は、道路改良工事において埋蔵文化財の調査や交差点協議に不測の日数を要したため年度内の完了が見込めないことから、2億4,185万2,000円を繰越ししたもので、事業の完了は令和7年10月を予定しております。

次の事業、橋梁長寿命化修繕事業は、旧谷丁場橋の修繕工事において、設計違算に伴う契約解除により適正な工期が確保できなくなったことから、3,380万円を繰り越したもので、事業の完了は令和8年3月を予定しております。

次の事業、9款1項消防費の消防広域化・共同化基盤整備事業は、千葉県防災行政無線再整備に係る県への負担金について、工事に使用する電源ケーブルの新規受注の停止に伴い、令和6年度の工事完了が困難となったため、県からの負担金請求が令和7年度になったことから繰越ししたものです。繰越額は888万2,000円、事業の完了は令和8年3月を予定しております。

次の事業、10款1項教育総務費の教育の情報化推進事業は、小・中学校の校内ネットワーク設備改修工事について、国の補助金が令和6年度で前倒し採択されたため、令和6年度に予算措置しましたが、年度内に適正な工期を確保することが困難であることから繰越ししたものです。繰越額は5,988万8,000円、事業の完了は令和7年8月を予定しております。

次の事業、2項小学校費の小学校施設改修事業は、中央小学校の空調設備改修工事について国の補助金が令和6年度で前倒し採択されたため、令和6年度に予算措置しましたが、年度内に適正な工期を確保することが困難であることから繰越ししたものです。繰越額は984万5,000円、事業の完了は令和7年7月を予定しております。

次の事業、4項社会教育費のいいおかユートピアセンター管理費は、ユートピアセンターの電気設備の更新について、更新予定の発電機に係る資材の調達に不測の日数を要し、年度内の完成が見込めなくなったことから、1,864万8,000円を繰越ししたもので、事業の完了は令和7年9月を予定しております。

次の事業、13款2項公営企業費の水道事業会計繰出金は、水道事業会計において一般会計

からの出資対象となる水道管路耐震化事業を工事の平準化のために繰り越したことから繰越したものです。繰越額は1,680万円、事業の完了は令和8年3月を予定しております。

続きまして、報告第2号をお願いします。

令和6年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について説明させていただきます。

次の繰越計算書をご覧ください。

この計算書は、令和6年度一般会計予算に係る事業のうち、翌年度へ事故繰越ししたものとつきまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものです。

繰り越した事業は3事業です。

8款2項道路橋梁費の道路維持補修事業は、三川の東総野菜研究室付近の市道の舗装打ち替え工事につきまして、排水先の選定に不測の日数を要したことにより工期の確保が困難となったため、繰越したものです。表の左右中ほど、翌年度繰越額の欄になります。繰越額は314万6,000円、事業の完了は令和7年6月を予定しております。

次の事業、冠水対策排水整備事業は、令和5年度からの繰越し事業で、後草地区の排水路整備工事につきまして、隣接地権者との調整に不測の日数を要したことにより工期の確保が困難となったため、繰越したものです。繰越額は3,432万3,400円、事業の完了は令和8年3月を予定しております。

次の事業、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、これも令和5年度からの繰越し事業で、東部分署付近の道路改良工事におきまして、周辺住民との調整に不測の日数を要したことにより工期の確保が困難となったため、繰越したものです。繰越額は459万8,000円、事業の完了は令和7年6月を予定しております。

以上で、報告第1号及び報告第2号の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 財政課長の説明は終わりました。

報告第3号から報告第6号までについて、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長 向後哲浩 登壇）

○上下水道課長（向後哲浩） それでは、報告第3号から報告第6号について説明させていただきます。

初めに、報告第3号、令和6年度旭市水道事業会計継続費繰越計算書について説明いたします。

継続費繰越計算書をご覧ください。

この計算書は、令和6年度旭市水道事業会計において、旭・飯岡地域基幹管路耐震化事業

に係る継続費として、令和6年度から令和13年度までの8か年で総額8億870万円と定めた中で、令和6年度の年割額7,788万円のうち、支払い義務の生じなかった3,221万円を翌年度へ通次繰越しましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の後段の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第4号、令和6年度旭市水道事業会計予算繰越計算書についてです。

この計算書は、令和6年度において支払い義務の生じなかった建設改良費及び営業費用を翌年度へ繰越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

繰り越した事業は9事業でございます。

初めに、建設改良費になります。

一つ目が、ハ地区配水管切廻し工事で、関連工事との調整に伴い、翌年度発注工事としたもので、繰越額は2,343万円、事業の完了は令和8年3月を予定しております。

二つ目が、水配R06第4号井戸野地区配水管布設替工事で、工事の発注時期や施工期間等の平準化を図るため、2,691万7,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和7年10月を予定しております。

三つ目が、水配R06第7号後草地区配水管布設替工事で、工事の発注時期や施工期間等の平準化を図るため、2,922万7,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和7年6月を予定しております。

四つ目が、水配R06第8号ロ地区配水管布設替工事で、工事の発注時期や施工期間等の平準化を図るため、1,287万円を繰り越したもので、事業の完了は令和7年9月を予定しております。

五つ目が、水配R07第1号清和甲地区配水管布設替工事で、工事の発注時期や施工期間等の平準化を図るため、933万9,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和7年7月を予定しております。

六つ目が、旭配水場ポンプ施設更新工事（その3）で、関連工事との調整により年度内完了が困難となったため、1,595万円を繰り越したもので、事業の完了は令和7年7月を予定しております。

七つ目が、配水池水位計更新工事（旭R06－5）で、社会情勢から材料調達に遅延が生じ年度内完了が困難となったため、414万7,000円を繰り越したもので、事業は令和7年4月に完了しております。

次のページ、営業費用になります。

八つ目となりますが、（R06）旭配水場吸水井ポンプ及び床排水ポンプ修繕業務委託で、社会情勢から材料調達に遅延が生じ、年度内完了が困難となったため、335万5,000円を繰り越したもので、事業は令和7年4月に完了しております。

九つ目が、旭市水道事業ビジョン等改定業務委託で、収支計画の算定において不測の日数を要し年度内完了が困難となったため、1,232万円を繰り越したもので、事業完了は令和7年6月を予定しております。

続きまして、報告第5号、令和6年度旭市公共下水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

この計算書は、令和6年度において支払い義務の生じなかった建設改良費及び営業費用を翌年度へ繰越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

繰越した事業は3事業です。

初めに、建設改良費になります。

一つ目が、公共下水道管移設工事（ハ冠水対策）で、関連工事との調整に伴い翌年度発注工事としたもので、繰越額は3,648万7,000円、事業の完了は令和8年3月を予定しております。

二つ目が、放流流量計更新工事で、工事の発注時期や施工期間等の平準化を図るため、1,900万円を繰り越したもので、事業の完了は令和8年1月を予定しております。

次のページでございます。

営業費用になります。

三つ目となりますが、旭市公共下水道事業・農業集落排水事業経営戦略改定業務委託で、収支計画の算定において不測の日数を要し年度内完了が困難となったため、下水道事業の200万2,000円を繰り越したもので、事業完了は令和7年6月を予定しております。

続きまして、報告第6号、令和6年度旭市農業集落排水事業会計予算繰越計算書についてであります。

この計算書は、令和6年度において支払い義務の生じなかった建設改良費及び営業費用を翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものです。

繰り越した事業は6事業です。

初めに、建設改良費になります。

一つ目が、（R06来無堀・琴田第2）マンホールポンプ場制御盤更新工事で、技術者の確保等に伴い工事の発注時期の平準化を図ったため、1,412万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和7年8月を予定しております。

二つ目が、（R06来無堀・琴田第3）マンホールポンプ場ポンプ更新工事で、技術者の確保等に伴い工事の発注時期の平準化を図ったため、404万8,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和7年7月を予定しております。

三つ目が、（R06江ヶ崎）No.1 回分槽曝気攪拌装置更新工事で、技術者の確保等に伴い工事の発注時期の平準化を図ったため、1,317万8,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和7年10月を予定しております。

四つ目が、（R06江ヶ崎）原水量積算計更新工事で、技術者の確保等に伴い工事の発注時期の平準化を図ったため、473万円を繰り越したもので、事業の完了は令和7年7月を予定しております。

五つ目が、（R06江ヶ崎）No.1 回分槽記録計更新工事で、技術者の確保等に伴い工事の発注時期の平準化を図ったため、148万5,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和7年8月を予定しております。

次のページをお願いいたします。

営業費用になります。

六つ目となりますが、旭市公共下水道事業・農業集落排水事業経営戦略改定業務委託で、収支計画の算定において不測の日数を要し年度内完了が困難となったため、農業集落排水事業分の200万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和7年6月を予定しております。

以上で、報告第3号から報告第6号の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 上下水道課長の説明は終わりました。

報告第7号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 向後 稔 登壇）

○総務課長（向後 稔） 報告第7号、専決処分の報告について説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から委任による専決処分の指定を受けております市の義務に属する損害賠償の額の決定で100万円以下のものについて専決処分をしましたので、議会へ報告するものです。

それでは、案件ごとに説明いたします。

案件1は、令和6年4月11日、旭市萬歳地先の道路上において、走行中に路面破損箇所で

タイヤが破損した自動車物損事故でありまして、令和6年5月14日に専決しております。損害賠償額、相手方及び和解の条件等は記載のとおりでありまして、以下同様でございます。

案件2は、令和6年7月2日、旭市高生地先の道路上において、草刈り作業中の飛び石により走行中の自動車のサイドガラスが破損した自動車物損事故でありまして、同年7月22日に専決しております。

案件3は、令和6年8月16日、飯岡小学校において、台風7号の強風により敷地内の樹木の枝が及ぼした隣接する家屋の屋根等への損害でありまして、同年10月15日に専決しております。

案件4は、令和5年11月28日、旭市萩園地先の道路上において発生した市有自動車と自転車の接触による人身事故でありまして、令和6年11月19日に専決しております。

案件5は、令和5年6月30日に、海上中学校が発行した学年だより及び学校ホームページで、著作権を有するイラストをその使用許諾を得ずに使用し、著作権を侵害したものでありまして、令和6年12月10日に専決しております。

案件6は、令和6年12月4日、旭市後草地先の道路上において、走行中に路面破損箇所です。タイヤ及びホイールが破損した自動車物損事故でありまして、同年12月18日に専決しております。

案件7は、令和6年11月26日、旭市神宮寺地先の道路上において、走行中に路面に敷設された排水路のグレーチングが跳ね上がり、タイヤ及びホイール並びにブレーキキャリパー等の足回り部材が破損した自動車物損事故でありまして、令和7年1月10日に専決しております。

案件8は、令和7年1月17日、旭市井戸野地先の道路上において、火災出動中の消防団車両と対向車両との接触による自動車物損事故でありまして、同年3月11日に専決しております。

以上で、報告第7号の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） 先ほど報告第3号で、令和6年度の年割額7,788万円のうち、支払い義務の生じなかった「3,421万円」と申しますところを「3,221万円」と申して、誤った数字を申してしまいました。正しくは「3,421万円」でございます。訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（飯嶋正利） 総務課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は11日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時51分